

令和5年11月30日招集

11月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和5年度11月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年11月30日(木) 午後2時30分から午後3時10分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (34人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 平野榮治	9番 阿部信行
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
22番 草野伸一	23番 増井勝	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

	2番 山岸洋子	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 長井範親	6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (2名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第43号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第44号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第45号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第46号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第47号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第48号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 嶋倉明彦
南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 上田芳則 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 井上勝雄

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和5年度11月定例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、10月定例総会の資料に誤りがありましたのでその内容について説明させていただきます。</p> <p>本日机上に配布しました、右上に「訂正」と書かれたA4横1枚の資料をご覧ください。</p> <p>訂正内容につきましては、10月定例総会の議案第41号の中間管理権移転に関する案件として説明をしました蒲1号について、区部会開催前に申出が取り消されていたため案件外となります。</p> <p>つきましては、西蒲区の移転に関する案件は1件減って合計で23件となり、その内容をもって市へ意見回答を行いましたことをご報告いたします。</p> <p>本日は、4番 虎澤栄三委員が全国農業委員会会長代表者集会のため、欠席でありますので、ご報告いたします。出席委員は24名中23名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第6条の規定により、会長に代わり、本間会長職務代理者に議長を務めていただくこととし、本間会長職務代理者は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長（会長代理）</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長代理）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は20番 小林喜一郎委員、21番 間宮一委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第48号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、</p>

農地係長	<p>議案第43号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、</p> <p>議案第44号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、</p> <p>議案第45号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
議 長 (会長代理)	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第48号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で6件、中央地区で8件、秋葉区で2件、南区で2件、西区で2件、西蒲区で2件の計22件です。</p> <p>次に議案第43号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、南区で2件、西蒲区で1件の計3件です。</p> <p>次に議案第44号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で1件、中央地区で3件、秋葉区で1件、南区で2件、西区で3件、西蒲区で1件の計11件です。</p> <p>次に議案第45号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が西蒲区のみで1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は37件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
北区部会長 職務代理者	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p> <p>北区部会長職務代理者の山岸でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の7件は、去る11月28日に審査を行いました。</p>

<p>議長（会長代理）</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>議案第48号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書2ページ、3ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」、「北2号」、「北3号」、「北4号」は農地を売買によって、「北6号」は贈与によって取得するものです。 いずれも譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。 「北5号」は農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権を再設定するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請6件について、問題ないと判断しました。</p> <p>次に議案第44号農地法第5条許可申請についてです。 議案書12ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場及び露天資材置場に転用するものです。 転用者は、申請地の隣接地で不動産業を行っていますが、駐車場と資材置場が不足したため、申請に至りました。 農地区分は第2種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地に影響はありません。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請1件について、問題ないと判断しました。 北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。 中央地区部会の審査案件の11件は、去る11月28日に審査を行いました。 まず、議案第48号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書4ページ、5ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、同一経営体内での贈与による所有権移転です。 「中2号」は、贈与により、譲受人の規模拡大のため所有権を移転するものです。 「中3号」は、過去の売買による仮登記名義人への所有権移転です。すでに当該地で農作業経験もあり、同じく農作業経験のある娘夫婦の協力も得ることができることから、権利取得後も耕作できる</p>
--------------------------------	---

<p>議長（会長代理）</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>ものと判断しました。</p> <p>「中4号」は、同一経営体内での贈与による所有権移転です。</p> <p>「中5号」は、賃借人への売買による所有権移転です。</p> <p>「中6号」、「中7号」は、売買によりいずれも、譲受人の規模拡大のため所有権を移転するものです。</p> <p>「中8号」は、贈与により、譲受人の規模拡大のため所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第44号農地法第5条許可申請についてです。13ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、使用貸借権を設定し、「中2号」、「中3号」は、売買により、</p> <p>個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、いずれも共同住宅に住んでいますが、手狭になったため申請にいたりしました。</p> <p>農地区分は、3件とも第3種農地で、排水計画も整っており周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請8件、第5条許可申請3件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の3件を、28日に審査いたしました。</p> <p>議案第48号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」、「秋2号」ともに所有者の労働力不足を原因とした売買です。</p> <p>続いて議案第44号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書14ページをご覧ください。</p> <p>本件は、住居玄関先のすりつけ改良に伴い、敷地隣接の3種農地を転用申請したものです。</p> <p>以上3件、いずれも区部会は問題ないと判断しました。</p>
-------------------------------	---

<p>議長（会長代理）</p> <p>南区部会長</p>	<p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は6件で、去る11月28日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第48号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南2号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第43号 農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、自宅裏の自己所有の農地を個人住宅拡張敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、申請地に自宅を増築するため申請しました。</p> <p>次の「南2号」は、自宅隣の自己所有の農地を農舎建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、申請地に農舎を2棟建築するため申請しました。</p> <p>「南1号」と「南2号」の申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次に、議案第44号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の15ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、親世帯と同居していますが、独立を考え戸建住宅を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南2号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、アパートに居住していますが、戸建住宅を建築するた</p>
------------------------------	---

<p>議長（会長代理）</p> <p>西区部会長</p>	<p>め申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地に分類され許可相当と判断されます。</p> <p>なお、4条許可申請2件、5条許可申請2件は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件、農地法第4条許可申請2件、農地法第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>11月28日に開催した西区部会での審査報告をいたします。議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>議案第48号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>「西1号」は、農地を売買によって、「西2号」は、農地を贈与によって、それぞれ取得するものです。</p> <p>ともに、労力不足による譲渡人の要望により、所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件については、問題ないと判断しました。</p> <p>議案書の16ページをご覧ください。</p> <p>議案第44号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>「西1号」は、排水路設備敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、隣接住宅の排水路として使用するため、申請に至りました。</p> <p>周辺農地に被害が及ばないように十分注意するとのことです。</p> <p>「西2号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、アパートに居住していますが、申請地であれば職場が近く、通勤に都合が良いため、申請に至りました。</p> <p>周囲は転用済みですが、十分注意して施工するとのことです。</p> <p>隣接する雑種地、27.49㎡についても、申請に合わせて同時利用しようとするものです。</p>
------------------------------	--

<p>議長（会長代理）</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>「西3号」は、露天資材置場敷地に転用するものです。 転用者は、建設業などを営んでいますが、業務拡大により、資材置場の確保が必要となり、申請に至りました。 周辺農地に被害が及ばないように十分注意するとのことです。 隣接する宅地、854.74㎡についても、申請に合わせて同時利用しようとするものです。 以上、農地法第5条許可申請3件については、いずれも問題ないと判断しました。 報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。 西蒲区部会の審査案件の5件は、去る月28日に審査を行いました。 まず、議案第48号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。 議案書9ページをご覧ください。 「蒲1号」、「蒲2号」は、お互いに農地の効率的な利用を図るため、所有権を交換するものです。 次に、議案第43号 農地法第4条許可申請についてです。 議案書11ページをご覧ください。 「蒲1号」は、包材置場ほか施設運営用敷地に転用するものです。 転用者は、水耕レタス栽培ハウスを建設するにあたり、施設運営に必要な包材置場、トイレ、更衣室などを転用するため、申請にいたしました。 次に、議案第44号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書17ページをご覧ください。 「蒲1号」は、使用貸借により、個人住宅建築拡張敷地に転用するものです。 転用者は、実家を建て替えて移り住むため、申請に至りました。 なお、隣接する宅地及び雑種地205.57㎡についても、申請に合わせて同時利用しようとするものです。 4条許可申請及び5条許可申請は、どちらも農地区分は第1種農</p>
-------------------------------	---

<p>議 長（会長代理）</p>	<p>地ですが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>次に、議案第 45 号 事業計画変更承認申請についてです。 議案書 18 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1 号」は、申請者が、令和 5 年 6 月に転用許可を受けましたが、建築業者のミスにより、建物のひさし部分が越境していたため、追加で転用許可が必要となるため申請にいたりしました。</p> <p>以上、5 件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議 長（会長代理）</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書 2 ページ 追加議案第 48 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。</p> <p>許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長代理）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書 10 ページ、議案第 43 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長代理）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 12 ページ、議案第 44 号 農地法第 5 条許可申請</p>

<p>議長（会長代理）</p>	<p>に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書18ページ、議案第45号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長代理）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊1の議案第46号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、別冊2の議案第47号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第46号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>最初に、議案の取り下げについて説明します。本日机上に配布させていただいた、正誤表をご覧ください。</p> <p>資料別冊1の21ページ、利用権の更新、北65号について、申出後に所有者が亡くなり、譲受人・譲渡人の相続人の双方から取り下げ書の提出がありましたので、当該案件を正誤表のとおり取り下げます。</p> <p>それに伴う地区別実績表の差し替え用の資料も机上に配布させていただきましたので、お手数ですが差し替えをお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の資料別冊「新潟市農用地利用集積計画の決定について」と差し替え用資料をご覧ください。</p>

	<p>お手元の資料別冊 1 をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。差し替え用資料の表紙をめくっていただき、1 ページ、令和 5 年 1 1 月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区 2 2 件、中央地区 1 3 件、秋葉区 1 件、南区 1 2 件、西区 4 件、西蒲区 1 7 件、合計で件数 6 9 件、面積 4 4 5, 0 4 9 m²です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区 5 件、中央地区 3 件、秋葉区 3 件、南区 7 件、西区 6 件、西蒲区 8 件、合計で件数 3 2 件、面積 1 5 0, 1 9 6 m²です。</p> <p>次に、所有権移転の交換について、南区 2 件、西蒲区 2 件、合計で件数 4 件、面積 7, 8 2 6 m²です。</p> <p>続いて 2 ページ、利用権の更新について、北区 7 1 件、中央地区 7 件、南区 2 3 件、合計で件数 1 0 1 件、面積 5 5 0, 5 2 2 m²です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただき、議案書の 4 ページ以降となります。</p> <p>新規の利用権設定、所有権移転については、4 ページから 5 3 ページのとおりです。</p> <p>次に、利用権の移転については 5 4 ページから 5 3 ページのとおりです。</p> <p>議案第 4 7 号にも関連しますが、中央地区の案件で、譲受人の経営内容欄が空欄となっているものにつきましては、新規参入法人への権利移転とります。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。</p> <p>また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、5 8 ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、令和 5 年 1 2 月 1 4 日からとなります。</p> <p>引き続き、議案第 4 7 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。</p>
--	--

<p>議長（会長代理）</p> <p>平原委員</p> <p>北区事務所長</p> <p>議長（会長代理）</p> <p>議長（会長代理）</p>	<p>お手元の資料別冊 2 をご覧ください。</p> <p>資料の表紙をめくっていただきまして 1 ページから 7 ページのとおり、中央地区 2 2 件、南区 1 件、西蒲区 3 件について移転の申出がありました。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から 1 1 月 1 0 日付で意見聴取の依頼を受けているところでもあります。</p> <p>従いまして、8 ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。</p> <p>なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和 6 年 1 月 3 0 日からとなります。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>1 5 番平原です。</p> <p>議案第 4 6 号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての 1 6 ページ「北 3 7 号」更新ですが、賃借権の物納のキロ数が入っていないのですが、譲受人が同じだから同じという考えでよろしいのでしょうか。</p> <p>北区事務所伊藤です。</p> <p>すいません。把握しておりませんでした。申し訳ございません。後で報告するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案第 4 6 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
---	--

<p>議 長（会長代理）</p>	<p>それでは、別冊 1 の議案第 4 6 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長代理）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p>
<p>議 長（会長代理）</p>	<p>次に、別冊 2 の議案第 4 7 号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、審議いたします。</p> <p>原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長代理）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>次に、日程 4 のその他ですが、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
<p>議 長（会長代理）</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>（なし）</p>
<p>議 長（会長代理） 15：10</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和 5 年度 11 月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
